

農 林 水 産

財務省

2025年11月7日

ポイント（農林水産）

- 農業従事者の減少が進む中で、**生産性の向上に向けては農地の集約化が課題**。5年間の農業構造転換集中対策期間において、農業の本格的な構造転換を進めていくことが求められる中で、「**地域計画**」が**実効性のあるものとなるように見直しを行うことが重要**。
- 今回の米価高騰やその対応等を踏まえると、
 - ・ 過去と比べて**流通段階でのマージン**が大きくなっており、**その要因を分析**することが必要。また、先般創設された「フードGメン」を有効活用するとともに、現物市場・先物市場の活用も含め、米の価格が需給を反映する形で安定的に形成されるようにしていくことが重要。
 - ・ **民間在庫の一部を「民間備蓄」として活用**することを含め、効率的な備蓄運営の在り方を検討する必要。
 - ・ MA米の運用として中粒種を増加させる中で、米の安定的な供給に不安が生じるような場合における**輸入米の運用の在り方**を検討することが考えられる。
 - ・ なお、足もとでは、**MA枠外で高い枠外税率を支払って主食用米を輸入する動き**が急速に拡大しており、注視していく必要。
- 本年4月に策定された基本計画では、令和9年度から、水田政策を根本的に見直し、水活交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するとの方針が示されている。
適地適作・収益力向上の考え方の下で、**農業が自立した産業**になるよう、土地利用型農業全体の構造を変えていくことが重要であり、**広く薄い財政支援ではなく、将来の地域農業を担う経営体の前向きな取組に対して支援を重点化**していく方向で検討する必要。飼料用米への支援の在り方や麦・大豆等への支援の在り方も改めて考えていく必要。

1. 農業を巡る状況

2. 今般の米価高騰を踏まえた政策対応

3. 令和9年度からの水田政策の見直し

農業の現状①

- 個人経営体では農業従事者の減少と高齢化が進んでいるが、法人経営体が増加し、農産物販売額や経営耕地面積でも大きなシェアを占めるまでになっている。また、売上げが1億円を超える経営体の数は倍増している。
- 耕地面積は減少しているが、農地バンクの設立などもあり、担い手への農地の集積率は一定程度は上昇している。生産性の向上に向けては、農地の集約化が課題となっている。
- 農業総産出額、農業・食料関連産業の国内生産額ともに、微増にとどまっている。農林水産物・食品の輸出額は増加しているが、5兆円目標の達成に向けては道半ば。

2000年との比較

	項目	2000年（注1）		2020年（注2）	備考
経営	基幹的農業従事者数	240.0万人	⇒	136.3万人	平均年齢：67.8歳 65歳以上の基幹的農業従事者の割合：69.6%
	新規雇用就農者・新規参入者	8,690人	⇒	13,630人	基幹的農業従事者数に対する割合：0.4%→1.0%
	法人経営体の数	13,184経営体	⇒	30,707経営体	団体経営体のシェア（2005年→2020年） 農産物販売額：20.5%→37.9% 経営耕地面積：8.2%→23.4%
	農産物販売額1億円以上の経営体数	3,863経営体	⇒	7,862経営体	
農地	耕地面積	483万ha	⇒	437万ha	うち水田：264万ha→238万ha うち米：176万ha→146万ha
	担い手への農地の集積率	48.1%	⇒	61.5%	
農業生産	農業総産出額	9.1兆円	⇒	9.5兆円	
	米の国内消費仕向量	979万t	⇒	824万t	
	農業・食料関連産業の国内生産額	113.2兆円	⇒	124.7兆円	
	農林水産物・食品の輸出額	3,149億円	⇒	1兆5,071億円	食料・農業・農村基本計画（2025年4月）における KPI：2030年までに輸出額5兆円

（注1）「新規雇用就農者・新規参入者」は2006年、「担い手への農地利用集積率」は2010年、「農林水産物・食品の輸出額」は2003年の計数となっている。

（注2）「担い手への農地の集積率」、「農林水産物・食品の輸出額」は2024年の計数、「農業総産出額」、「米の国内消費仕向量」、「農業・食料関連産業の国内生産額」は2023年の計数となっている。

農業の現状②

- 品目別に作付面積を見ると、米や果樹では準主業・副業的経営体のシェアが依然として高い。
- 麦・大豆・飼料用米などの主食用米以外の土地利用型作物に対しては、多額の財政支援が講じられている。特に、水田を前提にその年々の転作を助成する「水田活用の直接支払交付金等」については、過去10年間で1,000億円以上増加している。

主業・副業等別の農業生産のシェア（2020年）
（作付面積、飼養頭数ベース）

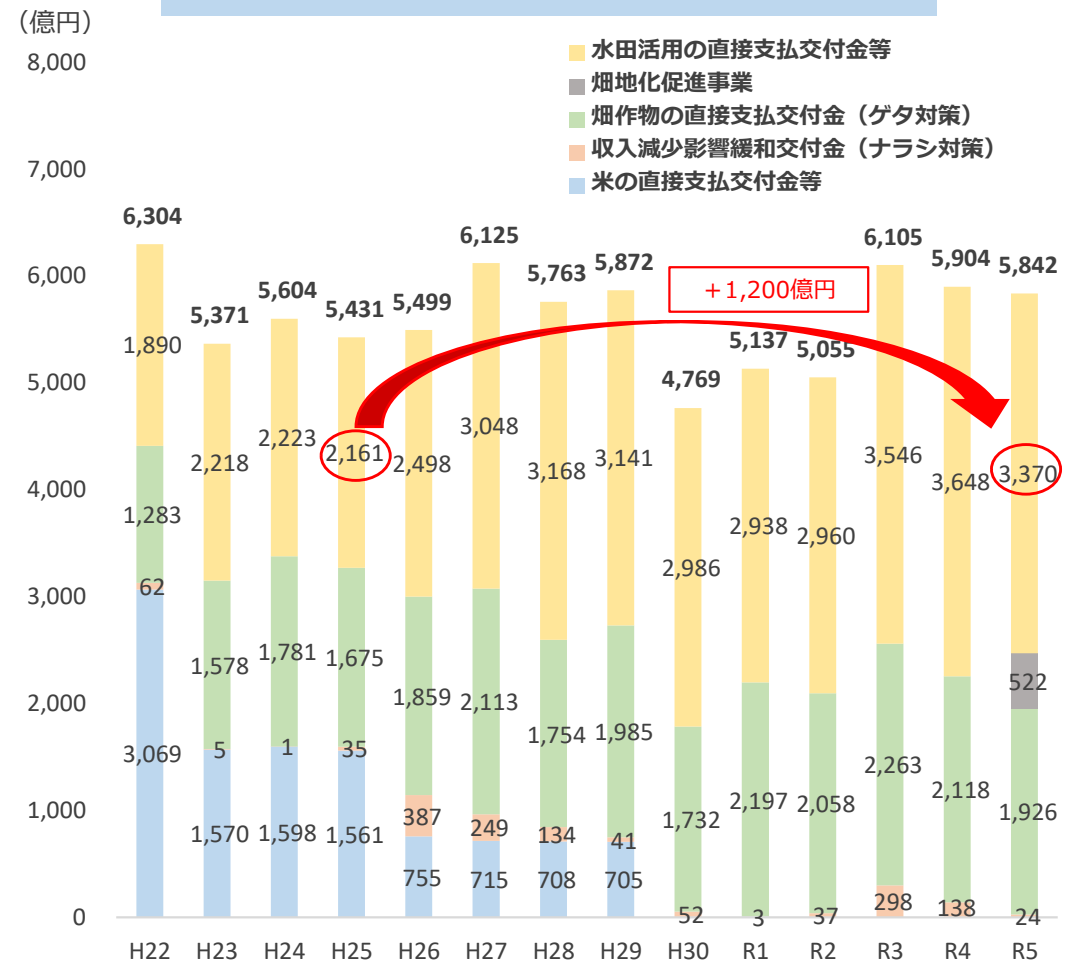


（出所）農林水産省「農林業センサス」

（注）主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合や、グラフ右欄の「主業+団体シェア」と一致しない場合がある。

2000年の主副業別シェアは販売農家の数値であり、一戸一法人を含む。

土地利用型農業に対する財政負担の推移



（出所）農林水産省「経営所得安定対策等の支払実績」から財務省作成

（注）単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

「地域計画」の策定状況

- 令和5年に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、地域農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した「地域計画」を策定することとなった。
- 令和7年4月末時点で、18,894地区（1,615市町村）において「地域計画」が策定されたものの、約半数は、現在の農地利用の状況を把握しただけにとどまっている。また、約3割の農地において、将来の受け手が位置付けられていない。
- 農地を集約化し、農業の生産性を向上させるためには、単に予算事業を行うだけでなく、集約化に向けて実効性のある「地域計画」を策定することが前提となる。5年間の農業構造転換集中対策期間において、農業の本格的な構造転換を進めていくことが求められる中で、若者・女性・地域外の担い手なども交えて広域で改めて協議を行い、農地を将来の受け手に集約化していく姿が示されるよう見直しを行っていくことが重要である。

項目	令和7年4月末時点
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積（※）	422万ha
目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288万ha
将来の受け手が位置付けられていない農地面積	約3割 134万ha

（※）農用地等面積には、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【地域ブロック別】将来の受け手が位置付けられていない農地面積								
北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
11.2万ha (9%)	30.3万ha (36%)	33.4万ha (49%)	6.9万ha (23%)	5.8万ha (43%)	5.1万ha (31%)	22.6万ha (60%)	18.5万ha (36%)	134万ha (32%)

（注）カッコ内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合。

(参考) 目標地図 (各地域における10年後の農地利用を明確化した姿)

①将来の受け手に集約化 2,053 (11%)



➤ 地域で集約化に向けた意味のある話合いができた地域

②現況地図にほぼ近い 8,536 (45%)



➤ 現在の農地利用の状況を把握するに留まり、10年後の姿まで協議できなかった地域

③将来の受け手が不足 7,690 (41%)



➤ 将来(10年後)の受け手が不在である農地の明確化はしたが、その受け手を位置付けられなかった地域

④将来の受け手の特定を保留 198 (1%)



➤ 地域の農地の集約化の方向性はまとまったが、誰が利用するかまでは合意に至らなかった地域

⑤その他 417 (2%)



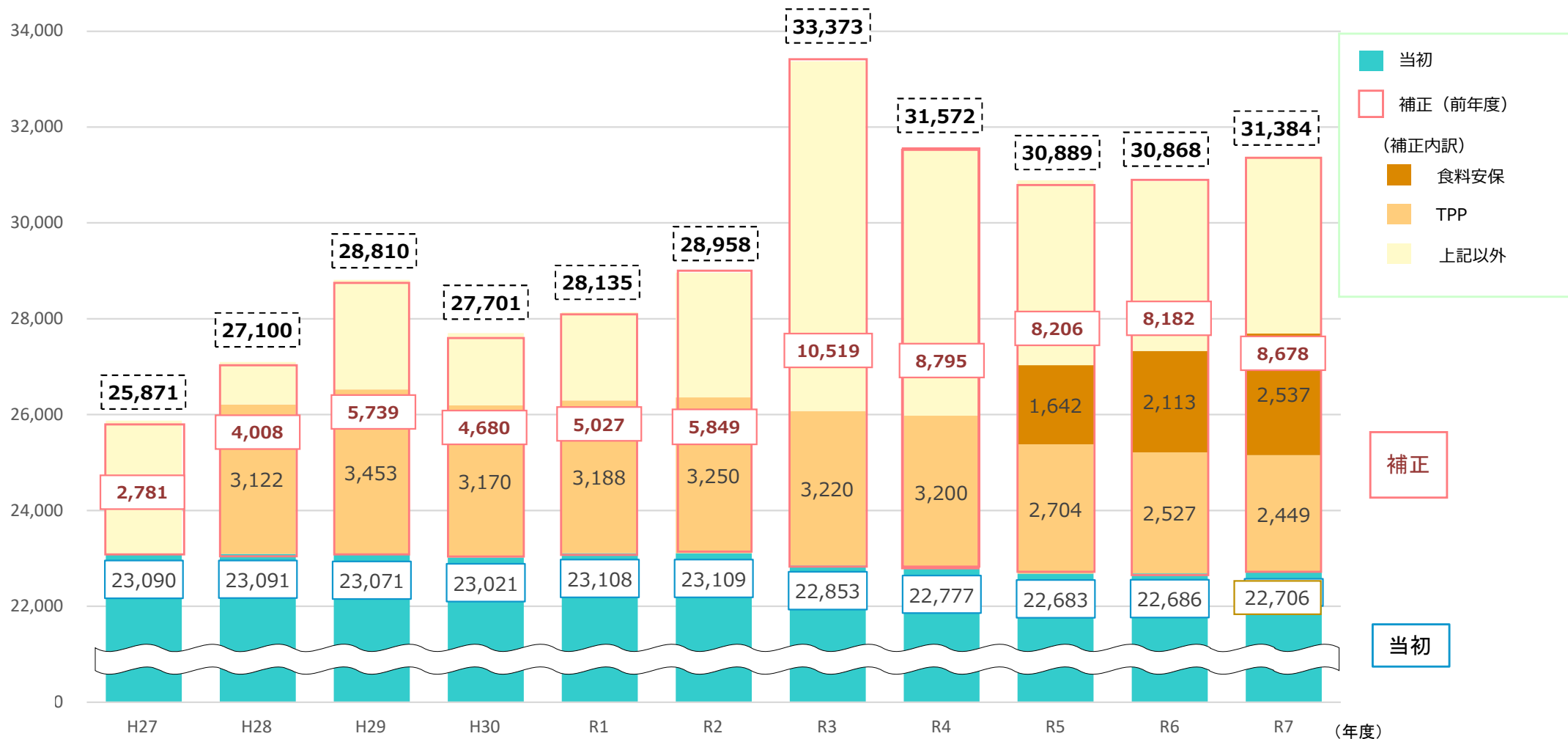
➤ 地域の協議がほとんどできず一部の利用者のみで計画を策定した地域、年齢構成や意向のみで策定した地域 等

農林水産関係予算の推移

- 近年の農林水産関係予算は、平成28年度以降、「TPP等関連政策大綱」を踏まえた関連予算を計上し、当初・補正合わせて、2.7～2.8兆円程度で推移してきた。その後、コロナ・物価高対応等により3.3兆円（令和2年度補正＋令和3年度当初）まで大きく増加した。

当初予算＋補正予算(前年度)の推移

(単位) 億円



(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

1. 農業を巡る状況

2. 今般の米価高騰を踏まえた政策対応

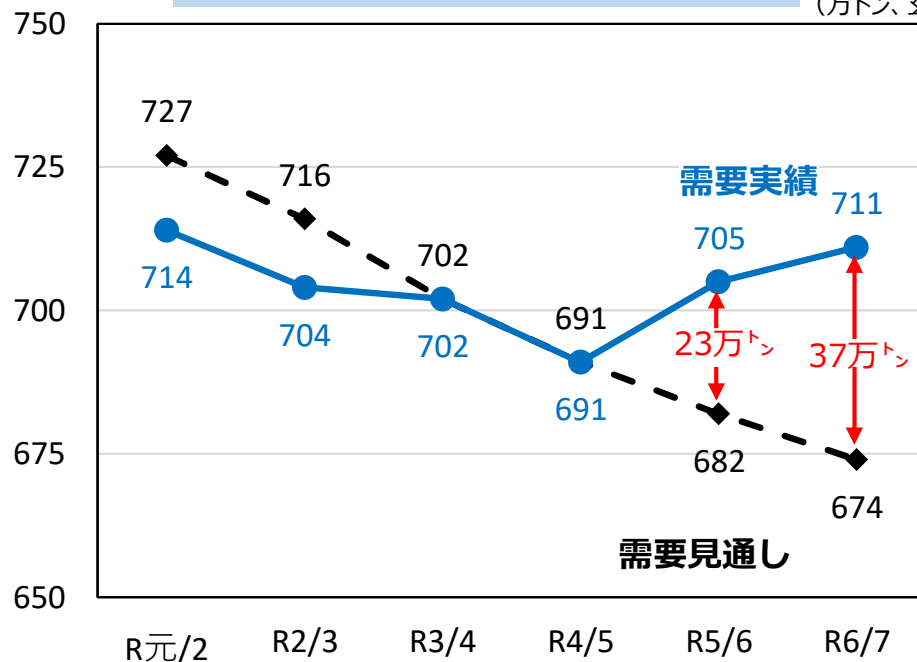
3. 令和9年度からの水田政策の見直し

米価高騰とこれまでの政府の対応、検証結果

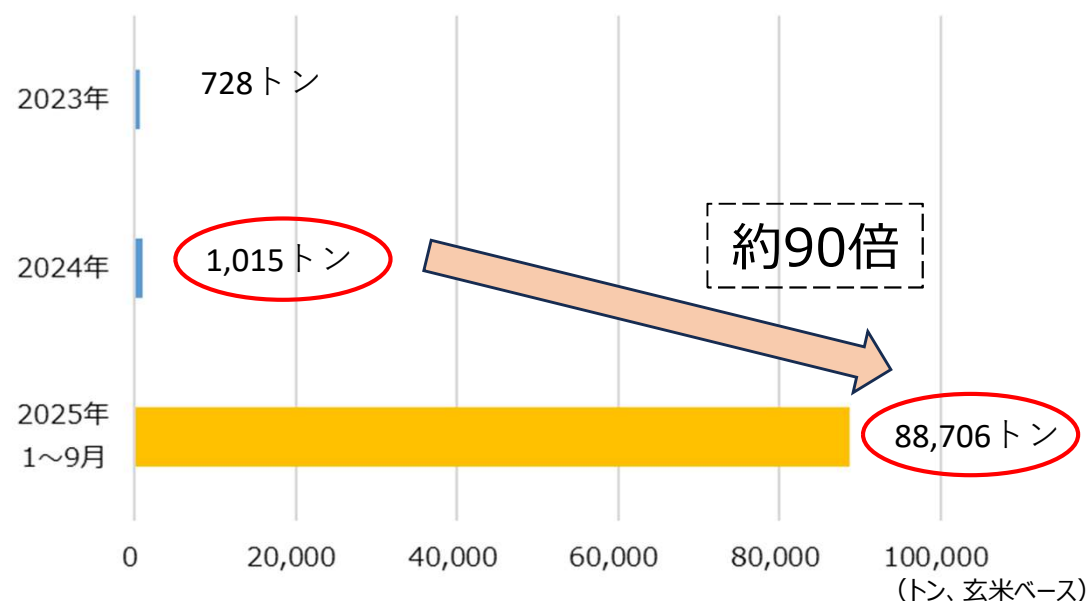
- 昨年来の米価高騰に対して、農林水産省は、本年3月以降、集荷業者に対して入札による政府備蓄米の売渡しを行った。しかし、小売にまで備蓄米が出回るのに時間を要していた中、米価の安定を図るため、本年5月下旬以降、小売業者等に対して随意契約による政府備蓄米の売渡しを行った。
 - 今回の米価高騰について、農林水産省は、①インバウンド需要や精米歩留まりの悪化等を考慮せず、需給見通しを誤ったこと、②結果として生産量が需要量に対して不足したこと、③こうした実態に気付かず、備蓄米放出の判断が遅れたこと等が要因であると分析したところ。
 - 令和7年産米については、予想収穫量747.7万トン（本年10月10日公表）（注1）とされ、需要に十分対応できる水準となっている。（注1）ふりい目幅1.70mmベースの予想収穫量。
 - なお、足もとでは、日本国内で米価が高止まる中、民間では、ミニマム・アクセスの枠外（後述）で、高い枠外税率（341円/kg）を支払って主食用米を輸入する動きが急速に拡大し、主に米国産中粒種が流入している状況にあり、注視していく必要がある。
- （注2）枠外税率（341円/kg）を支払って輸入された米の数量は、2025年1～9月の累計で約8.9万トンであり、前年比で約90倍。（うち、アメリカからの輸入米は約7.1万トン）

米の需要見通しと実績

（万トン、玄米ベース）

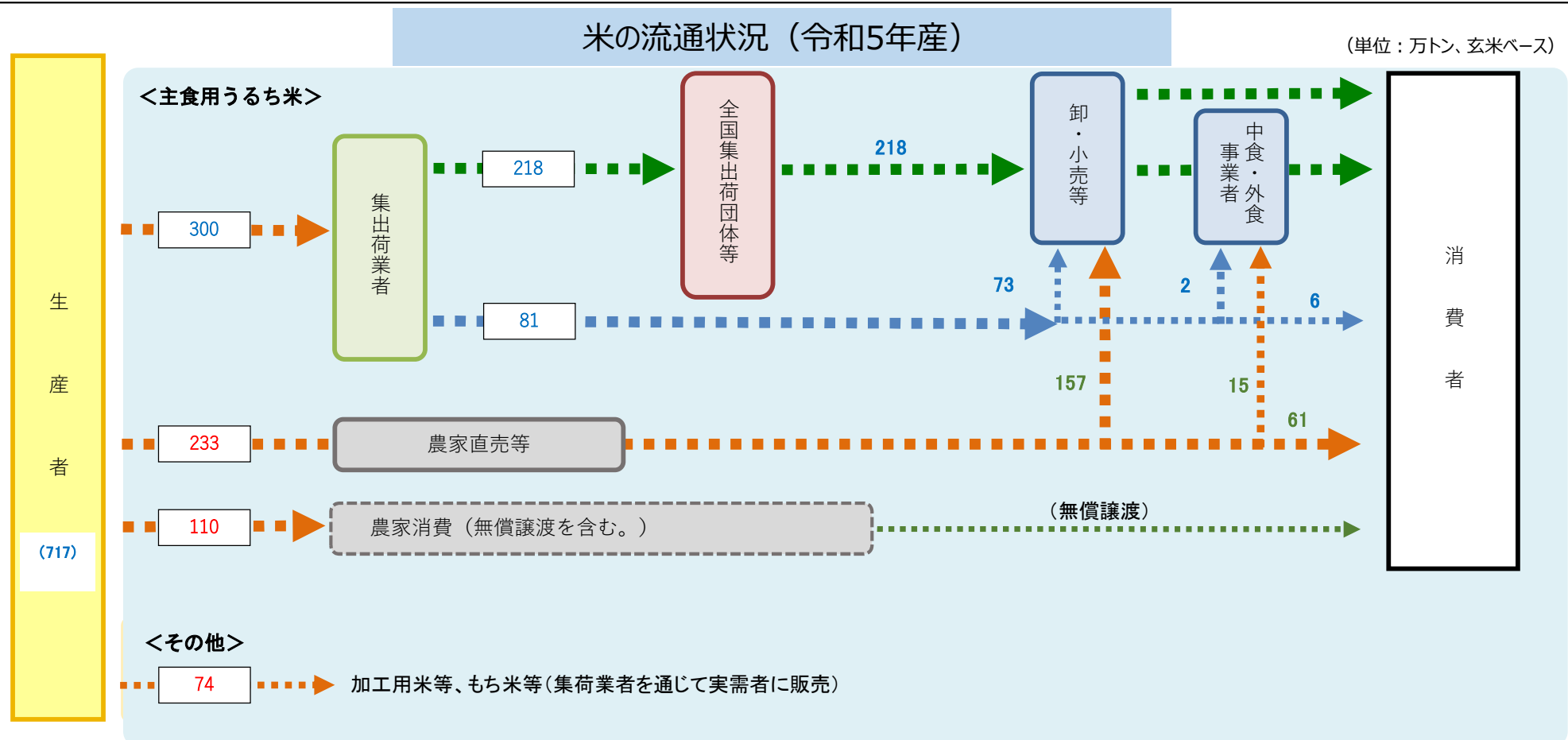


枠外輸入米の輸入量の推移



流通の状況・コスト①

- 米の流通では、集荷業者・卸売業者・小売業者が存在しており、各流通段階でのマージンが乗ることで、最終的な小売価格が形成されている。
- 昨今では、従前の流通フロー（生産→集荷→卸→小売）以外にも、生産者（産地）と中食・外食業者や小売業者が直接契約を結ぶケース、集荷業者と小売業者が直接契約を結ぶケースが見られるなど、流通が多様化する傾向にある。
- 生産者・消費者の双方が納得できる価格の形成に向けては、生産段階で生産性の向上を図るとともに、流通段階で市場機能が適切に発揮される環境を作ることが重要である。



（出所）農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に農林水産省により推計。

（注1）集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量300万トンのうち20万トンが全集連系）。

（注2）「卸・小売等」には、加工事業者等を含む。

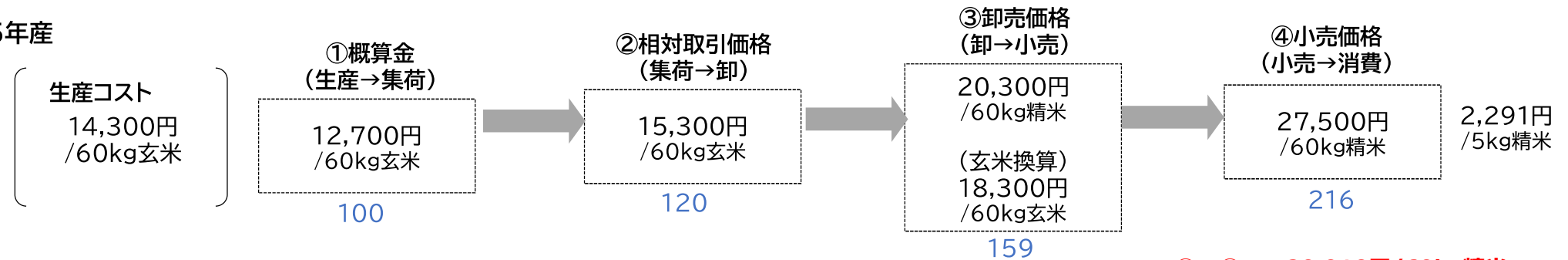
（注3）単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 米の各流通段階における価格

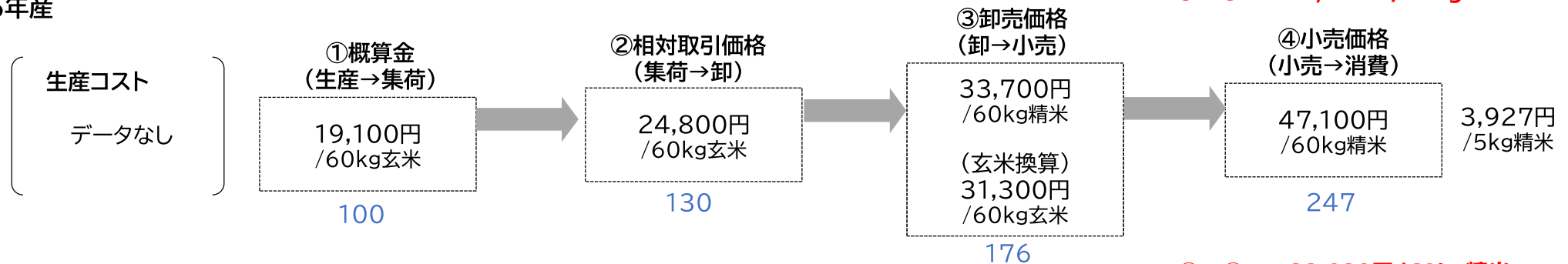
農林水産省 米のコスト指標作成のための準備会合・資料（令和7年10月3日開催）

※ 赤字部分及び参考1、2は財務省追記

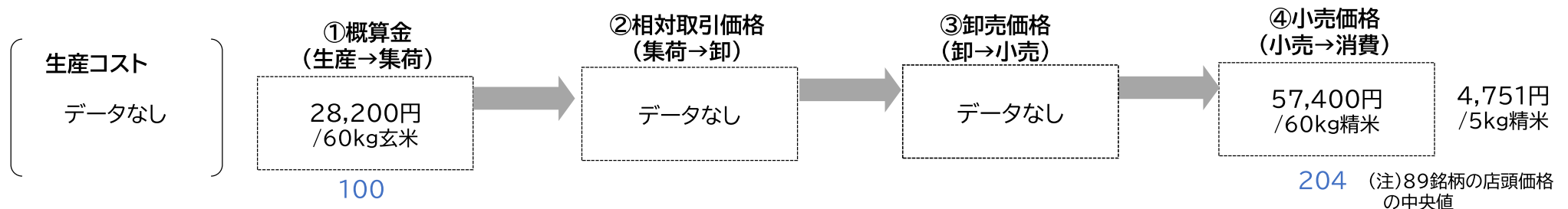
○ 5年産



○ 6年産



○ 7年産



(参考1) 基本計画における米関連KPI (2030年)

・生産コストの低減・・・全体: 13,000円/60kg玄米
15ha以上: 9,500円/60kg玄米

(参考2) 枠外輸入された輸入米の販売価格

・米国産・中粒種: 28,182円/60kg精米

※ 輸入価格(128.7円/kg)に枠外税率(341円/kg)を加えた価格(2025年8月・貿易統計より作成)

流通の状況・コスト②

- 令和7年産米は、令和5年産米と比べて、集荷段階での価格に比例する形で小売価格が上昇し、流通段階でのマージンが大きくなっており（前頁参照）、その要因を分析することが必要ではないか。また、本年6月に成立した食料システム法に基づき、米のコスト指標を速やかに作成するとともに、価格交渉の状況等の取引実態調査を実施する「フードGメン」（本年10月発足）を有効活用していくことが必要である。
- 生産者と実需者・消費者が直接結びつく商流の開拓や複数年契約化の推進も需給や価格の安定に資する。
- 概算金はJAが生産者から委託を受けて米を販売するに当たって支払う仮渡金である。米の価格は、生産者とJAの間での概算金を皮切りに相対取引で形成される傾向にある中で、今回の米価上昇局面においては、JAと他の集荷業者との集荷競争の中で、概算金を追加払いする動きも見られたところ。今後、米の現物市場・先物市場の活用も含め、米の価格が需給を反映する形で安定的に形成されるようにしていくことが重要ではないか。

（注）令和5年10月に米の現物市場が創設され、令和6年8月に米の先物市場が再開されたが、いずれも取引量が多いとは言えない状況。

フードGメンの業務内容

（1）調査の実施（2025年10月～）

➤ 食品等取引実態調査

- ・ 法定調査として、価格交渉・転嫁の状況、取引上の課題など、**食品等の取引の実態を把握**するため、**アンケート調査及びヒアリング調査**を実施。調査結果を公表

➤ 情報受付窓口対応

- ・ 本省ウェブサイト**に情報受付窓口を設置し**、食品等の取引条件や商慣習に関し、**事業者等からの情報を広く受け、必要な対応を行う**

（2）指導・監督措置（2026年4月～）

- ・ 疑義案件について、**立入検査・報告徴求**を行うとともに、法に基づく**指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知**の措置を実施

生産者と実需者の結びつき：長期契約取引



5年間の固定価格による長期契約取引

【生産者サイドのメリット】

- ・ **安定した取引先を確保し、価格変動リスクを回避**することができ、**経営の見通しを立てることが可能**

【実需者サイドのメリット】

- ・ **原料調達の安定化やコスト平準化を図ることが可能**

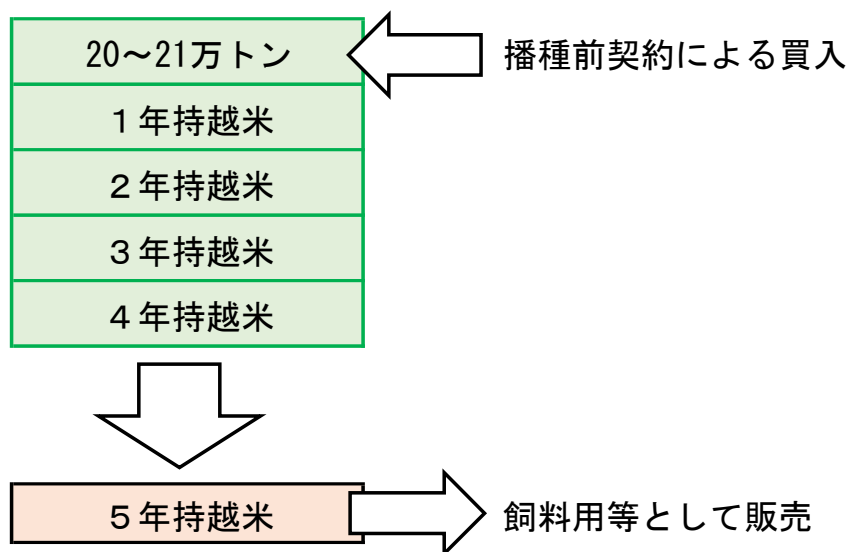
（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和7年9月）

備蓄運営の在り方

- 米の政府備蓄については、100万トン程度を適正水準として、毎年20万トン程度を買い入れ、5年程度備蓄をした後、主食用米の需給に影響を与えないよう、飼料用などの非主食用に販売している（いわゆる「棚上げ備蓄」、2011年度～）。このため、売買差損や保管経費により、毎年度400～600億円程度の財政負担が発生している。
- 今回の政府備蓄米の売渡しにおいて、各種手続や備蓄米の品質確認などにより、実際に小売事業者や中食・外食事業者に届くまでに一定期間を要しており、迅速性に課題があることが明らかになった。
- こうした課題を踏まえ、財政負担の観点からだけでなく、機動的な対応という観点からも、流通段階にある民間在庫の一部を「民間備蓄」として活用することを含め、効率的な備蓄運営の在り方を検討していくことが必要ではないか。

米の国家備蓄の仕組み

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府保管と民間保管での国費負担の試算

政府で保管するケース (政府が20万トンを保有し、保管)	民間で保管するケース (民間が20万トンを保有し、保管)
403億円 (保管経費、運搬経費等 70億円 + 差損 333億円)	16億円 (保管経費)

(注) 令和5年度の政府備蓄米の運用結果から試算。

政府で保管する場合、保管経費、販売に当たっての運搬経費等に加えて、主食用米を飼料用米等として販売することによる差損が発生。なお、政府と民間の保管経費は同額で算定。

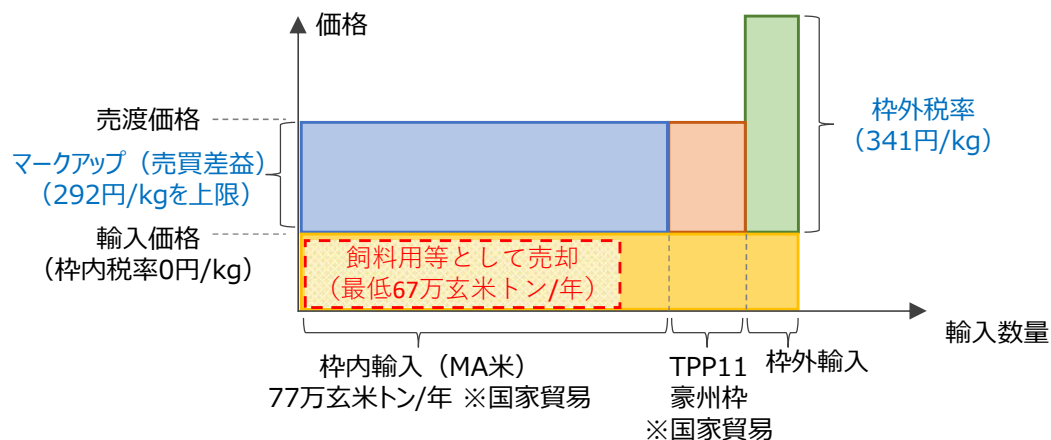
輸入米（一般MA・SBS）の運用

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉以降、ミニマム・アクセス（MA）として毎年77万トン程度を国家貿易で輸入している。うち最大10万トンは実需に応じて主に主食用米として輸入（SBS枠）されているが、残りの一般MA米については、国内需給に影響を与えないよう、飼料用・加工用等として販売されている（差損の発生等により、例年多額の財政負担。令和5年度で684億円）。
- 足もとで、農林水産省は、一般MAで中粒種の輸入割合を増加させることとしており、日米関税合意・共同声明では「MA米制度の枠内で、迅速に米国産コメの調達を75%増やす」とされている（注1）。
- こうした状況の中で、食料安全保障や消費者の安心の観点から、市場に影響を与えない範囲で、米の安定的な供給に不安が生じることがある場合における輸入米の運用の在り方を検討することが考えられるのではないかとされている（注2）。

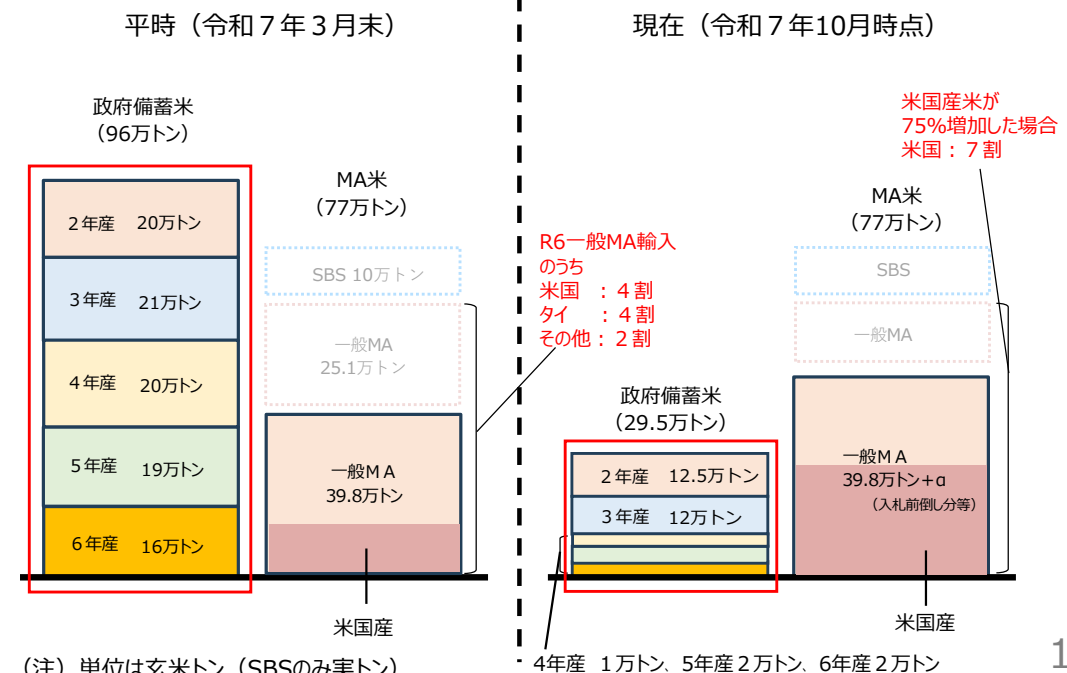
（注1） 相対的に単価の高い中粒種の輸入を増やすことで、差損発生等に伴う財政負担も拡大する。（令和6年度・・・米国産・中粒種:130円/kg、タイ産・長粒種:84円/kg）

（注2） 「食糧供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」（本年4月閣議決定）では、米の供給が2割以上減少する事態にも政府備蓄や民間在庫で対応可能だが、これらの対応によってもなお、「国民が最低限度必要とする食料が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはMA米を活用する」とされている。

米の輸入制度



備蓄の構造（政府備蓄米・MA米）



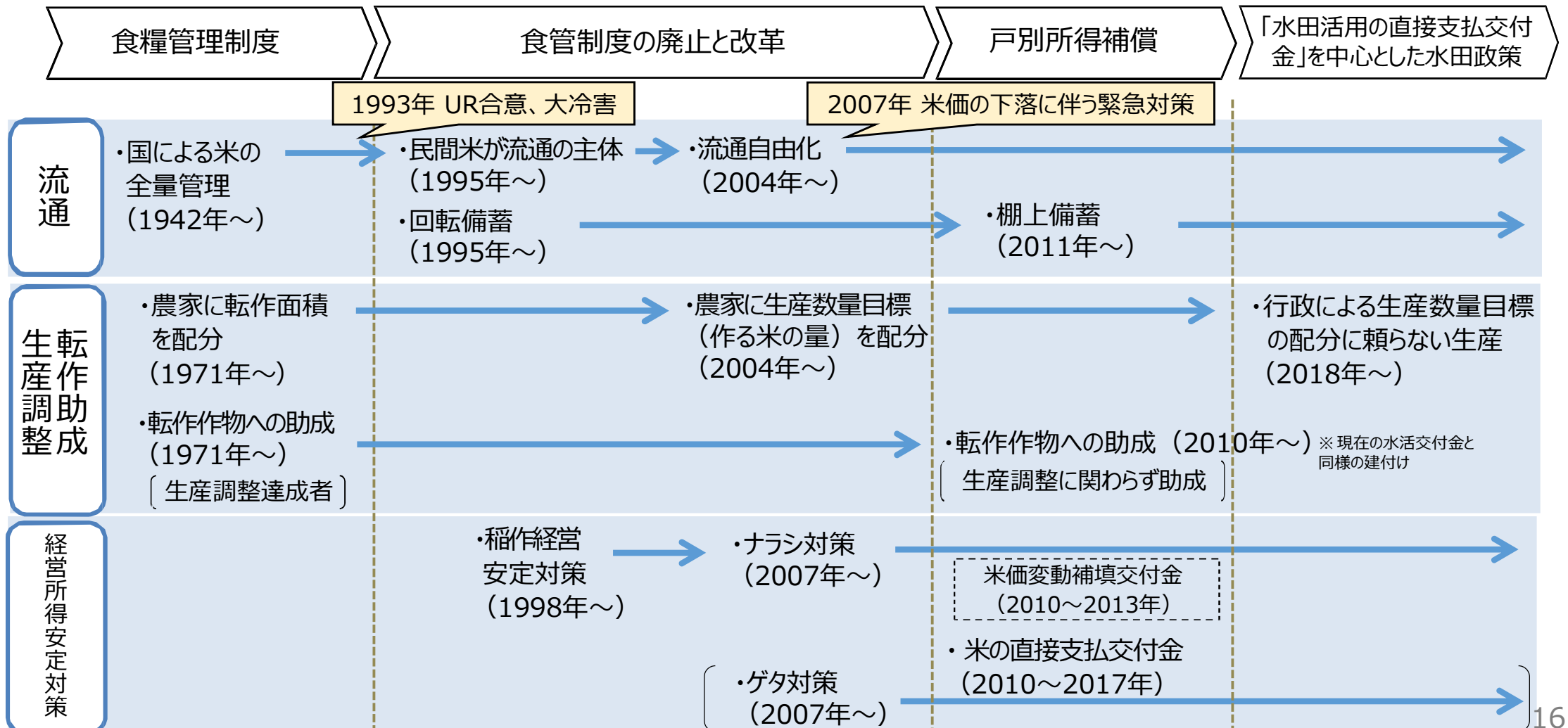
1. 農業を巡る状況

2. 今般の米価高騰を踏まえた政策対応

3. 令和9年度からの水田政策の見直し

米政策の歴史

- 戦前・戦後の米の供給不足等を受けて、政府が全量買入により流通管理を行う食糧管理制度が開始された。米の増産が進められた結果、1960年代には国内需要に十分対応できるだけの生産が可能となり、さらに米の生産過剰が発生するようになった。このため、1971年には本格的な生産調整（いわゆる「減反」）を実施することとなり、転作作物への助成が開始された。
- 1995年に食糧管理法が廃止され、新たに制定された食糧法の下で、国の役割は備蓄運営に限定された。2018年には生産調整（行政による生産数量目標の配分）が廃止された。一方で、水田を前提にその年々の転作を助成する「水田活用の直接支払交付金」が引き続き継続されている。



食料・農業・農村基本計画（令和9年度からの水田政策の見直し）

- 食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月）に基づき、本年4月に基本計画が策定された。その中で、水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田活用の直接支払交付金を「作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する」との方針が盛り込まれた。また、米について、2030年に向けたKPIが設定された。

（参考）「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日 閣議決定）（抜粋）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。（中略）

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。（中略）

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

基本計画の主な米関連KPI	現況（2023年）（注）	KPI（2030年）
15ha以上・生産コスト低減	11,350円/60kg	9,500円/60kg
全体の生産コスト低減	15,944円/60kg	13,000円/60kg
単収	535kg/10a	570kg/10a
作付面積	148万ha	144万ha
（輸出）米・パックご飯・米粉及び米粉製品	136億円・4.6万トン	922億円・35.3万トン

（注）（輸出）米・パックご飯・米粉及び米粉製品は2024年の計数となっている。

(参考) 水田活用の直接支払交付金の概要

○ 水田活用の直接支払交付金は、水田を前提に、主食用米以外を作付けする場合、主食用米との所得差が生じないよう交付金を交付することにより、その年々の主食用米からの転作を支援。

水田活用の直接支払交付金（令和7年度）の概要

1. 国が全国共通の単価を設定する枠（戦略作物助成）

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※
WCS用稲（稲発酵粗飼料）	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a （多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a）

※ 飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）。令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

2. 地域ごとに単価を設定できる枠（産地交付金）

対象作物・取組内容	交付単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※	1万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

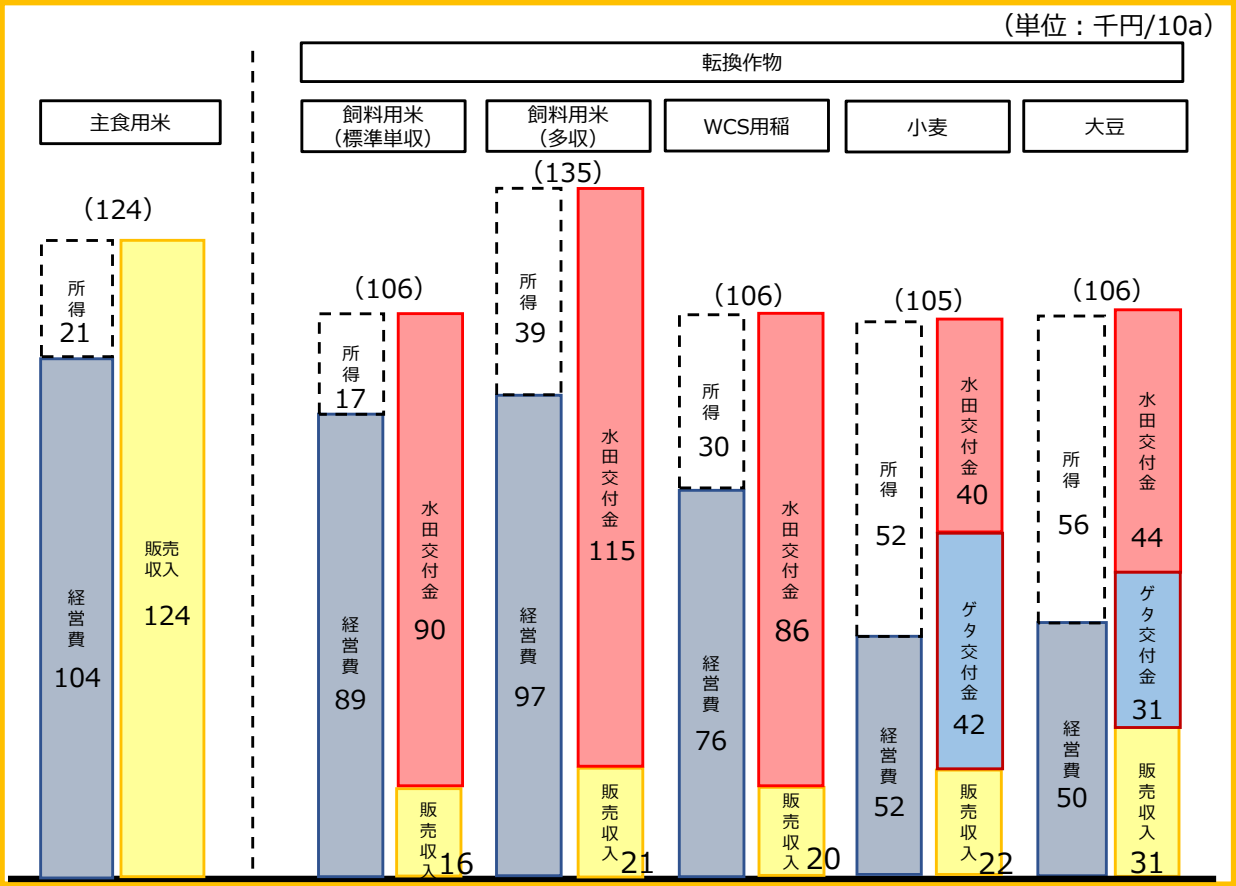
3. 高収益作物による畑地化等の支援（畑地化促進助成※1）

支援メニュー	交付単価
① 畑地化支援	10.5 万円/10a
② 定着促進支援※2	2万円/10a×5年間 （加工・業務用野菜等 3万円/10a×5年間）

※1 令和6年度補正予算と併せて実施

※2 ②は①とセット

主食用米・転換作物の所得比較（令和7年度）



(注1) 主食用米の粗収益は、直近5か年（R元～5年産）の相対取引価格から最高値と最低値の年を除いた3か年の平均で算定。

(注2) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

水田活用の直接支払交付金に係る過去の財審等での指摘①

1

- 水活交付金は水田を前提にその年々の転作を助成するものだが、予算執行調査等を通じて、畦畔や用排水路がない場合や、水田の上にガラスハウス等の撤去が困難な園芸施設が設置されている場合など、すでに水田機能が失われているにもかかわらず、水活交付金を受け取っている事例が確認された。

水田機能を失っている例

畦畔
(けいはん)



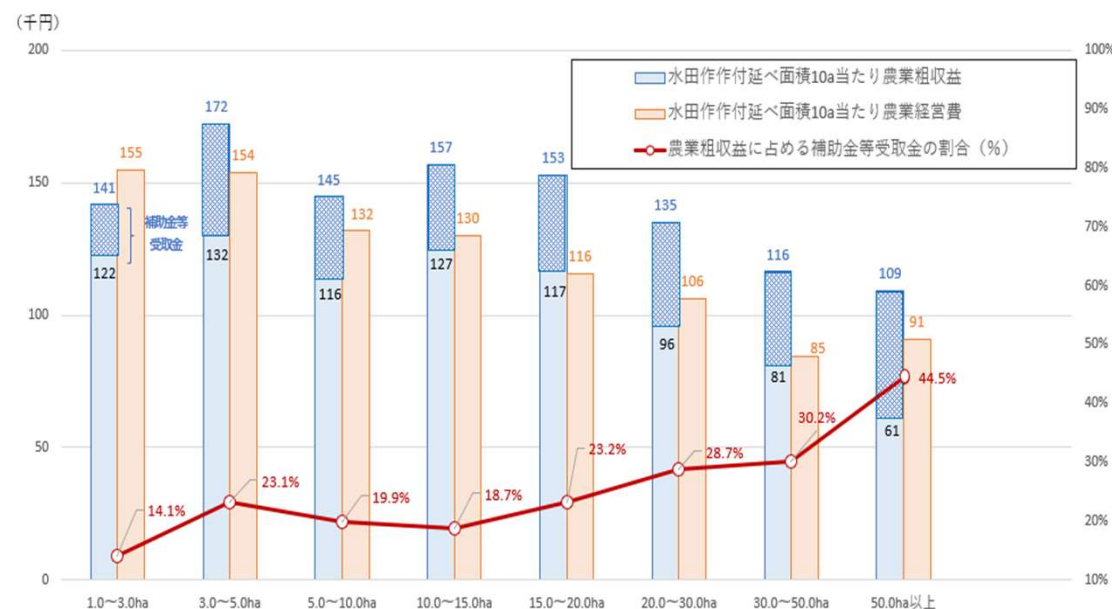
交付対象となっていた水田
(畦畔はない)



2

- 経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業粗収益が低減する一方で、農業粗収益に占める補助金の割合が大きくなっている。
- すなわち、大規模経営体の方が、水活交付金等を多く受け、収益性が低い転作作物を多く作る傾向が見られる。

水田作経営における農業粗収益及び農業経営費
(水田作付延べ面積規模別)

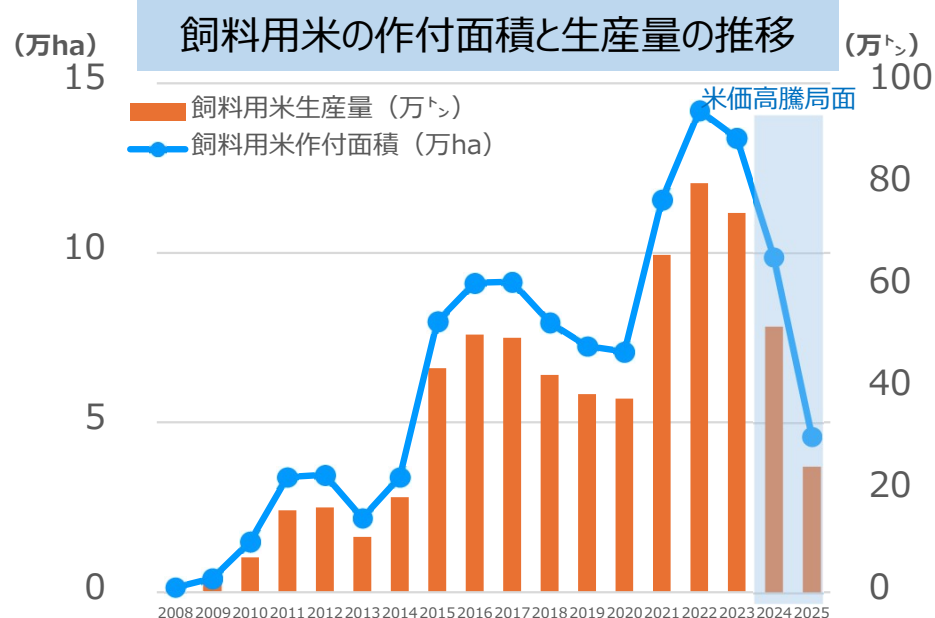


(出所) 農林水産省「農業経営統計調査令和5年営農類型別経営統計(個人経営体)」

水田活用の直接支払交付金に係る過去の財審等での指摘②

3

- 高い交付金単価が設定されている飼料用米への転作は、2015年以降、急速に拡大してきた（財政負担も拡大しており、2022年度には約1,200億円に）。
- 財政負担の観点から大きな問題がある上に、飼料政策の観点からも、一律に高い単価で支援する必要はなく、見直すべきである。



(出所) 農林水産省調べ。

飼料作物のコスト・価格比較

	輸入とうもろこし	飼料用米
生産コスト (円/TDNkg)	27 (注1)	200 (注2)
取引価格 (円/TDNkg)	54 (注1)	38~44 (注2)

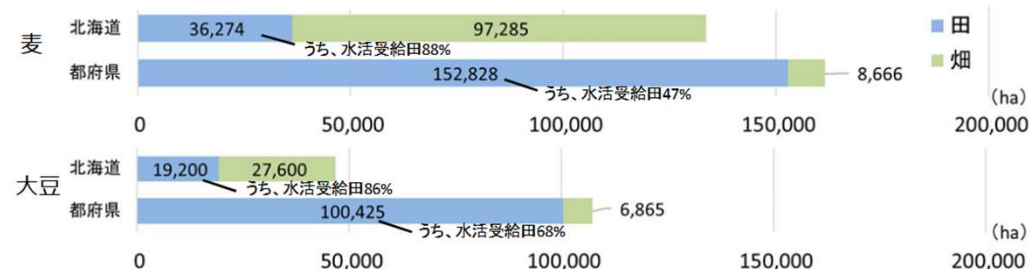
- (注1) 輸入とうもろこしについて、生産コストはUSDA/ERS「Commodity Costs and Returns」(2023) から、為替レートは140円/ドルで算出。物材費、機械・修繕費、労働費等を含む。取引価格は令和5年度輸入価格(CIF価格)から算出。
- (注2) 飼料用米については、「令和6年度経営所得安定対策等の概要」の飼料用米(標準単収)を基に、生産コストは経費(86,000円/10a)から、補助金は戦略作物助成(80,000円/10a)から、取引価格は工場引き渡し価格30~35円/kg(聞き取り)から算出。

4

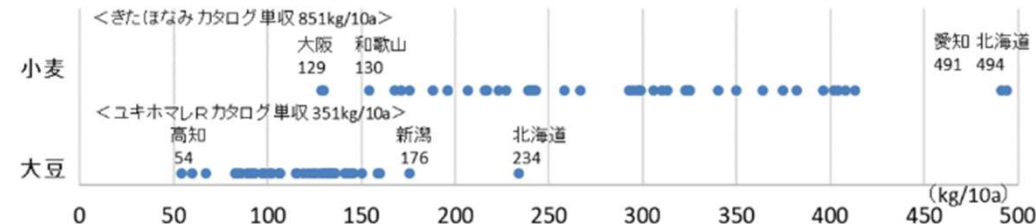
- 水活交付金は、作付けを行うことで交付金が支給される仕組みであるため、基本的に生産性を高めるインセンティブが存在しない。
- 予算執行調査を行ったところ、小麦や大豆について、生産性向上の意欲に乏しく、極めて単収の低い者に対しても交付金が配られている状況が確認された。

麦・大豆の作付面積、都道府県別単収

【図2】令和6年産 麦・大豆の作付面積



【図4】小麦、大豆の都道府県別単収



(出所) 令和6年度予算執行調査「(19)小麦・大豆の生産の実態」

多様なニーズへの対応

- 米は、家庭内食向けの主食用のみならず、業務用・加工用・輸出用・米粉用など、多様なニーズが存在している。こうしたニーズを的確に捉えることで、生産者の収益力向上につなげていく必要がある。
- 中食・外食向けの業務用米（主食用米の4割）については、値頃感のある米を求める声があるが、多収性品種の割合は主食用米全体のわずか6%程度にとどまっており、実需者ニーズに十分対応できているとは言えない状況にある。
- 米の輸出については、近年、増加傾向にあるが未だ道半ば。海外での更なる需要開拓を図るには、米の生産コストを採算ライン（9,500円/60kg）まで低減させていく必要がある。

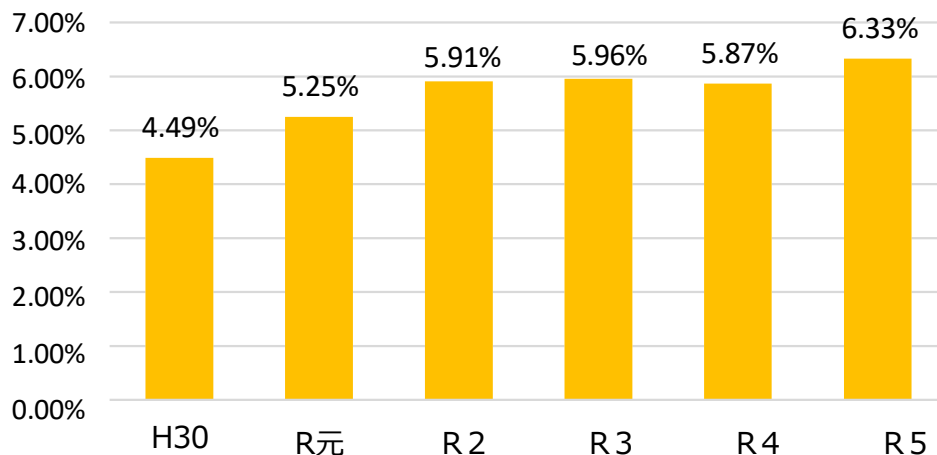
販売先割合の推移（全国）

	元/2年	2/3年	3/4年	4/5年	5/6年
中食・外食向け	37%	37%	39%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	63%	61%	61%	61%

（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和7年9月）

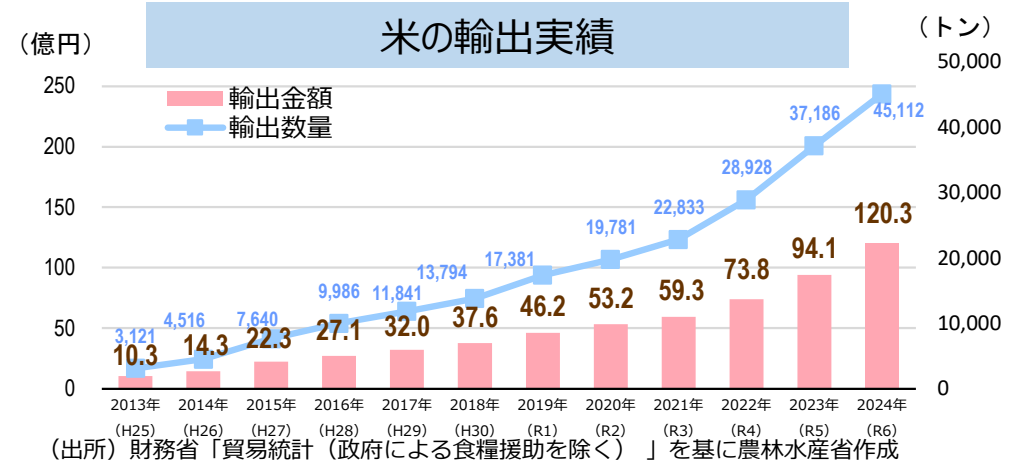
（注）家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

多収品種割合

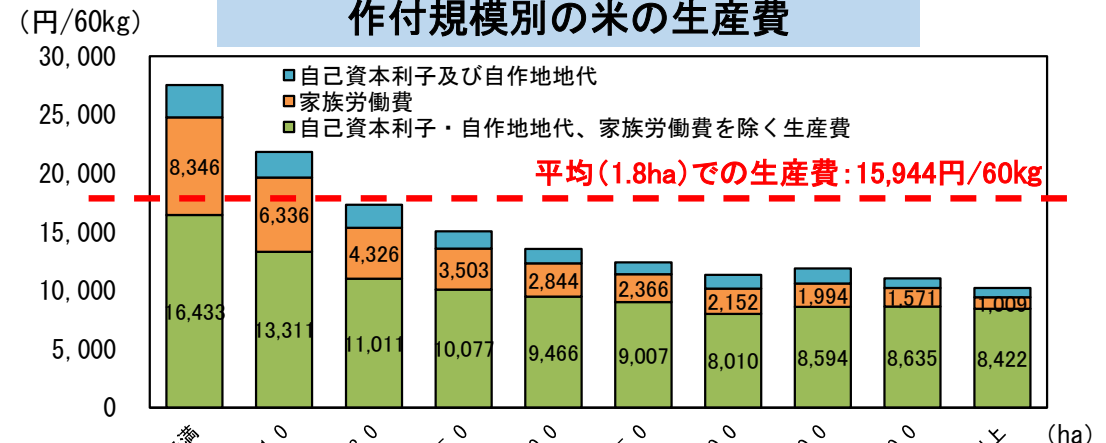


（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和7年9月）

（注）都道府県が多収品種（飼料用米専用品種を除く）と判断する品種の合計である。



作付規模別の米の生産費



（出所）農産物生産費統計（個別経営体）（組替集計）

（注）経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

令和9年度からの水田政策に向けて

- 水田を前提にその年々の転作を助成する水活交付金の見直しに際しては、適地適作・収益力向上の考え方の下で、農業が自立した産業となるよう、土地利用型農業全体の構造を変えていくことが重要ではないか。そのため、農業従事者が減少していくことを正面から見据え、広く薄い財政支援を行うのではなく、将来の地域農業を担う経営体の前向きな取組に対して支援を重点化していく方向で検討する必要があるのではないか。
- 今般の米価高騰への対応で明らかとなった課題も踏まえ、米の価格形成や備蓄等の在り方、麦・大豆等の国内生産の在り方、農地の集約化や基盤整備の在り方なども含め、幅広い観点に立った総合的な検討を行うことが必要ではないか。
- 米は、家庭内食向けの主食用のみならず、業務用・加工用・輸出用・米粉用など、多様なニーズが存在している。こうしたニーズを的確に捉えた生産を後押しするとともに、産地と実需者の結びつきを促していくことが必要ではないか。
- 飼料用米については、転作助成から転換する以上、現在のような高額な支援を一律に講じる必要性に乏しく、畜産政策の中で支援の必要性等を改めて考えることが適当ではないか。
- 水田・畑にかかわらず、麦・大豆等の生産性向上に向けた支援を検討するのであれば、すでに経営所得安定対策（いわゆるゲタ対策・ナラシ対策）として多額の財政支援が講じられていることを踏まえる必要があるのではないか。